

(電子メール施行)

義 号 外  
平成23年8月11日

各 市 町 村 教 育 委 員 会  
へき地児童生徒援助費等補助金担当課長 } 殿  
被災児童生徒就学支援等臨時交付金担当課長

宮城県教育庁義務教育課長  
(公印省略)

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の通学費の活用について（通知）  
このことについて、別紙写しのとおり文部科学省初等中等教育局財務課庶務・助成  
係及び児童生徒課就学支援係から通知がありましたので御承知願います。  
なお、当該交付金の通学費の取り扱いについて、別紙のとおり文部科学省へ確認し  
ておりますので参考に願います。

○へき地児童生徒援助費等補助金に関すること  
担当：宮城県教育庁義務教育課 管理班 金澤  
○被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金に関すること  
担当：宮城県教育庁義務教育課 管理班 小野寺  
TEL 022-211-3643  
FAX 022-211-3691

(電子メール施行)

義 号 外  
平成23年8月11日

各教育事務所長 殿

義務教育課長  
(公印省略)

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の通学費の活用  
について(通知)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省初等中等教育局財務課庶務・助成係及び児童生徒課就学支援係から通知があり、貴管内市町村教育委員会あて別途通知しましたので承知願います。

義務教育課

管理班 金澤・小野寺

TEL 022-211-3643

FAX 022-211-3691

(別紙)

## 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の通学費について

宮城県教育庁義務教育課

(宮城県)

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(県事業名:被災児童生徒就学支援事業)については、児童生徒一人当たりの年間補助限度額があることから、通学費の額が増えると他の費目(学用品費等)の支給額を抑える必要が生じるがどうか。

(文部科学省)

第3次補正予算において、通学費のみ別枠で措置することを考えているので、市町村が申請する際、通学費については単価にとらわれず申請して差し支えない。

(宮城県)

通学費の補助については、「へき地児童生徒援助費等補助金」による補助制度があるが、当該補助金との関係についてはどうか。

(文部科学省)

被災児童生徒が「へき地児童生徒援助費等補助金」の対象者でもある場合は、可能な限り補助割合が10/10である被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(県事業名:被災児童生徒就学支援事業)を活用願いたい。

(宮城県)

「へき地児童生徒援助費等補助金」における通学費補助制度の今後の見込みはどうか。

(文部科学省)

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(県事業名:被災児童生徒就学支援事業)でカバーできない部分について補助する方向で検討中であるが、市町村においては、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(県事業名:被災児童生徒就学支援事業)を活用する方向で検討願いたい。



事務連絡  
平成23年7月22日

関係都道府県教育委員会  
被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金及び  
スクールバス等運行関係事務担当者 御中

文部科学省初等中等教育局  
財務課庶務・助成係  
児童生徒課就学支援係

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の通学費の活用について。(周知)

東日本大震災により被災した多くの児童生徒が、遠距離通学を余儀なくされていることにより、多くの市町村が、児童生徒の通学を支援するため、スクールバスの運行を行っており、多額の経費が必要になっていることは、承知しているところです。

被災した児童生徒の通学費への支援については、今年度第一次補正予算で成立した被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の活用が可能となっておりますが、本年5月の事業計画の調査では、通学費において、スクールバスの運行委託に係る経費への活用が、一部の自治体を除き、あまり見込まれておりませんでした。

この特例交付金においては、被災児童生徒への定期代等の交通費支援だけでなく、市町村がスクールバスを運行委託している場合についても、支援対象となりますので、(別紙参照)、積極的にご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

特例交付金の次の事業計画の提出依頼は、8月下旬から9月上旬を目途に実施する予定ですので、遺漏なきよう準備を進めていただくよう、城内の市町村への周知について、お取り計らいいただきますようよろしくお願いいたします。

○児童生徒の通学支援について

担当 : 文部科学省初等中等教育局財務課  
庶務・助成係(齋喜、末吉)  
TEL : 03-6734-2027  
FAX : 03-6734-2566  
E-mail : zaimu@mext.go.jp

○被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金について

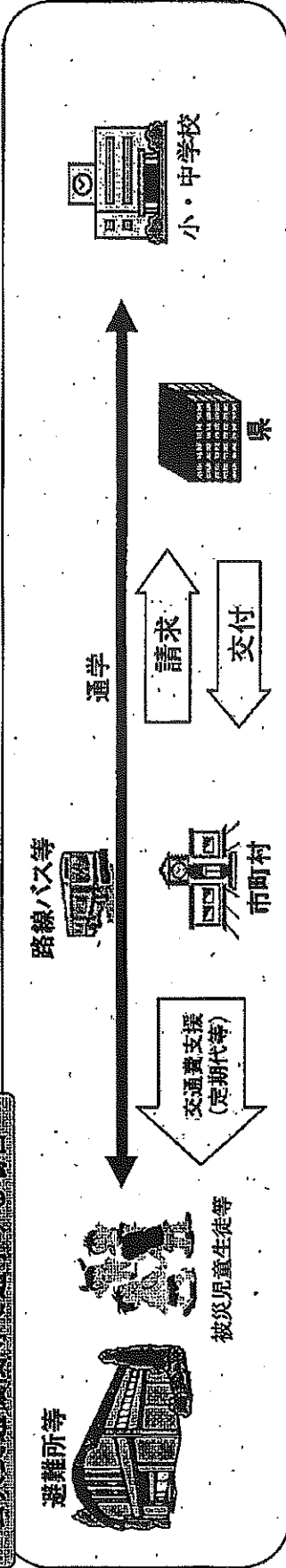
担当 : 文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
就学支援係(岡島、濱野)  
TEL : 03-6734-2389  
FAX : 03-6734-3735  
E-mail : jidou@mext.go.jp

# 通学手段の確保に対する支援策

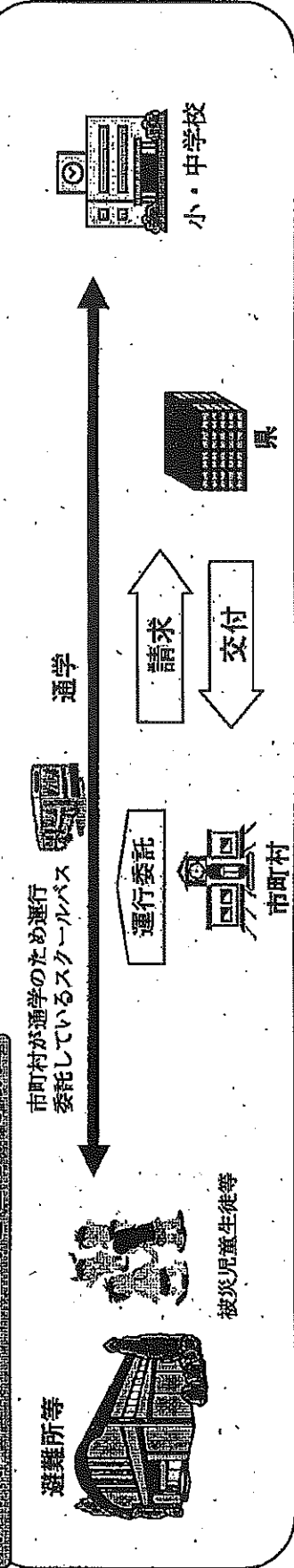
被災児童生徒が通学困難な場合、特別交付金の活用について

- 被災地の小中学生に対する、通学支援については第一次補正予算で措置された、被災児童生徒就学支援等臨時特別交付金の活用が可能。
- 通学費支援の対象としては、公共交通機関の運賃補助に要する経費のほか、自治体がスクールバス等を運行している場合の経費も対象。（要保護児童生徒支援センターの「通学費」と同じ考え方）

## 公共交通機関等で通学する場合



## 市町村がスクールバス等を運行する場合



## 本庁連絡先

本件担当：文部科学省初等中等教育局財務課 庶務・助成係  
 TEL：03-5253-4111(内線 2355) FAX：03-6734-2566 Email：zaimu@mext.go.jp

別添

## 高校生修学支援基金事業実施要領（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金）

### 第3 就学支援事業

#### 1 就学支援事業の対象

就学支援事業の対象は、次に掲げる事業とする。

#### (2) 被災児童生徒就学援助事業

東日本大震災により被災し就学困難と認められる児童又は生徒の保護者等（以下「保護者等」という。）に必要な就学援助を実施した市町村に対して都道府県が補助を行う事業又は都道府県が保護者等に対して必要な就学援助を実施する事業。事業の内容は、別紙2のとおり。

## 別紙2 被災児童生徒就学援助事業

#### 4 対象経費

学用品費等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費、医療費

## 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

(別記1より抜粋)

#### 1 学用品費等

・ ・ 中略 ・ ・

#### (4) 通学費

児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等）の旅客運賃及び市町村がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社等との間に締結する運行委託料とする。ただし、 ・ ・ 以下略 ・ ・

(電子メール施行)

義 号 外

平成23年 8月 1日

各市町村教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長

(公印省略)

被災した児童生徒等の心のケア等のために、あればよいと考える支援について

(依頼)

本県の教育行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局児童生徒課から依頼がありました。

つきましては、別紙回答票に御記入いただき、下記により御報告願います。

記

- 1 報告書類 別紙回答票
- 2 報告期限 平成23年8月12日(金)
- 3 報告方法及び提出先  
電子媒体(メール又はファックス)で義務教育課担当あて報告  
担当:義務教育課指導班 川田 E-mail: [kawada-ch728@pref.miyagi.jp](mailto:kawada-ch728@pref.miyagi.jp)
- 4 その他 支援について特に該当がない場合もその旨報告願います。

担 当

宮城県教育庁義務教育課指導班

課長補佐 川田 智佳子

TEL : 022-211-3645

FAX : 022-211-3691

E-mail: [kawada-ch728@pref.miyagi.jp](mailto:kawada-ch728@pref.miyagi.jp)



事務連絡

平成23年7月29日

岩手県・宮城県・福島県・仙台市教育委員会  
スクールカウンセラー等活用事業 御担当者 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

被災した児童生徒等の心のケア等のために、あればよいと考える支援について（依頼）

いつもお世話になっております。

被災した児童生徒等の心のケアのため、日々御尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、御多用の折誠に恐縮ですが、下記のとおり、貴県・指定都市教育委員会及び域内の市町村教育委員会について調査いただき、取りまとめのうえ御回答いただきますようお願いいたします。

なお、回答票を作成する際には、できるだけ学校現場の率直な御意見等をお寄せいただけると幸いです。

記

- 1 調査内容 被災した児童生徒等の心のケア等のためにあればよいと考える支援
- 2 調査対象 岩手県・宮城県・福島県・仙台市教育委員会、並びに左記3県の域内の市町村教育委員会
- 3 回答方法 別紙回答票を、メールまたはFAXにて文部科学省に提出  
※ 県教育委員会においてとりまとめをお願いします（宮城県においては仙台市を除く）。ただし、一覧表等にまとめる必要はなく、市町村教育委員会からの回答をそのまま添付しご提出ください。  
(FAX: 03-6734-3735 e-mail: [s-sidou2@mext.go.jp](mailto:s-sidou2@mext.go.jp))
- 4 回答期限 平成23年8月17日（水）

文部科学省 初等中等教育局

児童生徒課 生徒指導第二係

担当 田中、五十嵐、小沼

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 (内線) 2905・3289

03-6734-3299 (直通)

FAX: 03-6734-3735

e-mail: [s-sidou2@mext.go.jp](mailto:s-sidou2@mext.go.jp)

